

水道料金の改定

問い合わせ：水道管理課 TEL 23-2020

水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うため、平成29年度から水道料金を改定しています。今回の改定は、市民の皆さんの負担を最小限にするため、激変緩和措置を適用しています。

平成29年から平成31年の3年間で段階的に引き上げる計画で、今年で完了します。

1カ月あたりの水道従量料金表 円(税抜き)

従量料金	使用水量 ^{m³}	新料金		
		平成29年 4月1日～	平成30年 4月1日～	平成31年 4月1日～
	～8	0	0	0
	9～11	136	144	156
	12～15	141	149	162
	16～20	144	153	166
	21～30	161	171	185
	31～40	173	183	198
	41～50	181	191	207
	51～100	185	196	212
	101～500	190	201	218
	501～	194	206	223

※口径による従量料金の差はありません。

試算

【具体的な料金の算定の比較】

※口径13mmで1カ月20^{m³}使用した場合

●現行は	●平成31年4月からは
基本料金が1,200円で	基本料金が1,250円で
144円が3 ^{m³} で 432円	156円が3 ^{m³} で 468円
149円が4 ^{m³} で 596円	162円が4 ^{m³} で 648円
153円が5 ^{m³} で 765円	166円が5 ^{m³} で 830円
+消費税 239円	+消費税 255円
=合計 3,232円	=合計 3,451円

1カ月あたりの水道基本料金表 円(税抜き)

基本料金	口径	新料金		
		平成29年 4月1日～	平成30年 4月1日～	平成31年 4月1日～
	13mm	1,100	1,200	1,250
	20mm	1,380	1,490	1,550
	25mm	1,650	1,800	1,900
	30mm	2,150	2,300	2,400
	40mm	2,850	3,000	3,100
	50mm	5,400	5,700	5,950
	75mm	10,650	11,250	11,800
	100mm	24,750	24,850	24,900

水道料金改定では基本料金の減免制度を設けました

今回の改定では、福祉政策的な観点から基本料金の減免措置を行っています。

①減免額

改定前後の基本料金の差額分を減免額とします。

円(税抜き)

口径	改定前	改訂後
	～平成29年3月31日	平成31年4月1日～
13mm	1,000	1,250 (250)
20mm	1,350	1,550 (200)

※ () 内は減免額になります。

②減免の対象

安来市内に住民登録をしている住居で、メーター口径が13ミリメートル、20ミリメートルの使用者のうち、生計を一にする者および同一のメーターを利用する世帯全員の前年分の総所得額が下記の条件を満たす世帯。(※生活保護受給世帯を除く)

- ▼1人世帯：480,000円以下
- ▼2人世帯：960,000円以下
- ▼3人世帯：1,440,000円以下

▼4人世帯：1,920,000円以下

▼5人以上：1,920,000円に4人を超える1人につき330,000円を加算した額以下

③申請の方法

「水道基本料金減免申請書」に生計を一にする者および同一のメーターを利用する世帯全員の①住民票②市県民税課税証明書または収入の状況がわかる書類を添えて申請して下さい。

▼申請書設置場所、申請先：水道管理課(伯太庁舎)

※市のホームページにも掲載しています。

④申請の期間

申請年度の7月末日まで

※8月1日以降に水道を使用開始した人は、開始日から1カ月以内に申請してください。

⑤申請の有効期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

※引き続き減免を受けようとする場合は、年度ごとに更新の手続きが必要になります。

⑥減免制度の期間

平成34年3月31日までになります。